「RN-No.1株を利用して生産された 5'-リボヌクレオチドニナトリウム」に係る食 品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 平成25年3月5日~平成25年4月3日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 3 通
- 4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

意見・情報の概要**1

承認に反対します。

最近、安易に遺伝子組み換え微生物 由来の添加物の新たな承認が続い ておりますが、独立機関による安全 評価はなされておりません。

「従来から生産さ れている 5'-リ ボヌクレオチドニナトリウムと比 較して既存の非有効成分の含有量 が安全上問題となる程度にまで増 加しておらず、かつ、有害性が示唆 される新たな非有 効成分を含有し ていないと考えられる。」とありま すが、不安定な技術です。

また、添加物の表示もコーデックス 規格に準じていれば表示が不要と なる方向です。

事故が起こっても製品を回収出来 ませんし、アレルギーの原因になる 可能性もあります。

承認をやめてください。

承認に反対です。

長期の臨床試験も無しに安易に承 認するのはやめてください。

もし、安全性が確証されるのであれ ば、商品に表示義務を課してくださ VI

食品安全委員会の回答

食品安全委員会は、国民の健康の保護 が最も重要であるという基本的認識の 下、規制や指導等のリスク管理を行う関 係行政機関から独立して、科学的知見に 基づき客観的かつ中立公正に食品に含 まれる可能性のある危害要因が人の健 康に与える影響について食品健康影響 評価を行っています。

本添加物については、「遺伝子組換え 微生物を利用して製造された添加物の 安全性評価基準 | (平成 16 年 3 月 25 日 食品安全委員会決定)の附則「遺伝子組 換え微生物を利用して製造された添加 物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度 に精製された非タンパク質性添加物の 安全性評価の考え方」(平成17年4月28 日食品安全委員会決定) *2 に基づき評価 を行った結果、安全性が確認されたと判 断しました。

なお、遺伝子組換えに係る表示に関し ましては、消費者庁が担当しておりま

いただいた御意見については、リスク 管理機関である厚生労働省及び消費者 庁にもお伝えします。

※ 2

http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/ gm_hitanpakutenkabutu_kijyun.pdf

- 3 遺伝子組み換え微生物を利用して 生産された添加物に反対します。人 の手の加わった不自然な食べ物を 体に入れる事は、その安全性に信頼 を持てません。
- ※1 いただいた意見・情報をそのまま掲載しています。